

令和7年度 静岡茶海外戦略展開支援事業 2次公募

静岡茶の輸出拡大を図るため、輸出に向けて輸出生産拠点化に取り組む生産者等に対し、輸出需要に対応した品種への改植や、てん茶生産に向けた被覆栽培へ転換を支援します。

支援内容

事業名	支援内容	補助額
輸出拡大生産体制強化支援事業	(1)改植	(1)15.2万円/10 a 以内
	(2)改植等に伴う植栽初期管理	(2)14.1万円/10 a 以内
	(3)てん茶生産のための被覆栽培転換	(3)10万円/10 a 以内

事業実施主体

輸出生産拠点の茶工場経営者又は茶生産者等

二次公募期間

令和7年10月31日（金）～令和7年11月21日（金）

応募を検討している方は、公募締切り一週間前までに提出先まで御連絡願います。

要件等

- ・拠点化計画を提出し、**輸出生産拠点として選定された茶工場**又は**計画に参画した茶生産者**であること
- ・**国事業「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち茶の改植等支援」に申請**していること 等
- ・改植事業又は改植等に伴う植栽初期管理事業を受ける場合は、「やぶきた」以外の有機茶やてん茶等の生産に適した優良品種への改植等を行うこと。
- ・「てん茶」生産のための被覆栽培への転換事業を受ける場合は、てん茶生産を目的とすること。

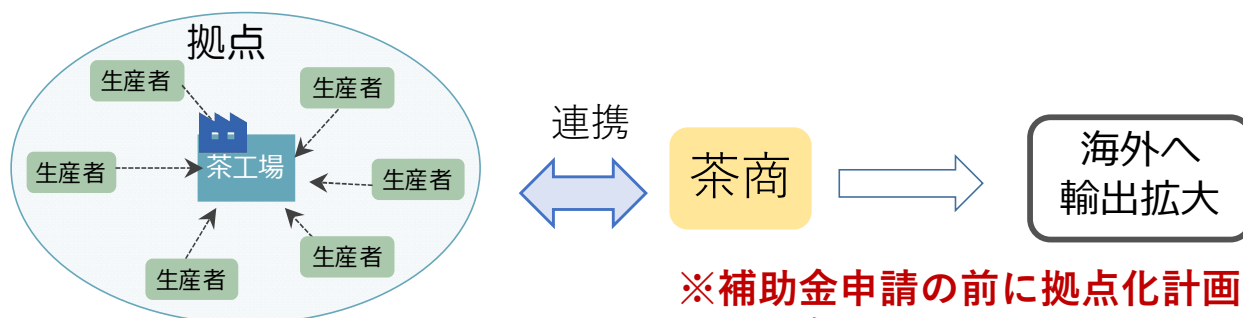
～輸出生産拠点とは～

【目的】

海外におけるお茶の需要に応じて、輸出に取り組む荒茶工場の代表者を中心に輸出生産拠点をすることで、輸出茶産地を見える化し、茶工場代表者、茶生産者が一丸となって生産体制の転換を行うことで、県内全体での輸出拡大を促進していきます。

【拠点化計画】

輸出に取り組む荒茶工場の代表者が売り先の流通販売業者等（茶商等）と連携して、輸出需要に応じた茶を安定的に生産できるように、輸出用の茶葉がどのくらい必要かを県内の茶生産者に対して明確にするための計画です。拠点化計画の提出により輸出生産拠点が選定されます。



※補助金申請の前に拠点化計画の作成
又は参画をお願いいたします。

提出先

農林事務所	提出先		
富士農林事務所 企画経営課	〒416-0906 富士市本市場441-1	fuji-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0545-65-2197
中部農林事務所 企画経営課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	AF0-chubu-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-286-9262
志太榛原農林事務所 企画経営課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	AF0-shidahai-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-644-9225
中遠農林事務所 企画経営課	〒438-8558 磐田市見付3599-4	nourin-chuen-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0538-37-2285
西部農林事務所 天竜農林局 地域振興課	〒431-3313 浜松市天竜区二俣町鹿島559	seinou-ten-chiiki @pref.shizuoka.lg.jp	電話：053-926-2192

事業及び輸出生産拠点の詳細については、静岡県お茶振興課HPに掲載している公募要領を御覧いただき、御不明な点がございましたら最寄りの農林事務所又はお茶振興課に御相談ください。

